

排出者(消費者等)に対する周知・広報活動等について

平成30年12月10日
経 済 産 業 省
環 境 省

各主体が連携した周知・広報活動の概要(平成30年度)

①新しいポスターを活用した周知・広報活動

- ◆ 専門家や消費者団体・自治体の意見も聴きながら、国、製造業者等、小売業者が連携して、新たなポスターを作成。同ポスターは、幅広い場において掲示してもらえるものとした。
- ◆ 家電量販店や地域電機店の店頭、国や自治体の公共施設、有識者の大学・会社、製造業者等のオフィス・工場、消費者団体の事務所などにおいてポスターを積極的に掲示。
- ◆ 従来に引き続き、エアコンの買換えが多い夏場を重点広報期間と位置付けて、ポスターを活用。



②経済産業局・地方環境事務所と商業組合との連携

- ◆ 経済産業局・地方環境事務所と商業組合との連携について、経済産業局・地方環境事務所は、都道府県商業組合総会・理事会・消費者懇談会等で、小売業者や消費者等へ家電リサイクル法に係る説明・意見交換等を実施。
<実績>平成27年度:8回実施、平成28年度:16回実施、平成29年度:22回実施、平成30年度:21回実施(予定)

③経済産業局・地方環境事務所等による家電リサイクルプラント見学会

- ◆ 10月の3R推進月間を中心に、経済産業局・地方環境事務所等は、家電リサイクルプラント見学会を実施し、地方の消費者団体・小売業者等に御参加いただいている。
<実績>平成27年度:7地方で10家電リサイクルプラント
平成28年度:7地方で8家電リサイクルプラント
平成29年度:8地方で10家電リサイクルプラント
平成30年度:8地方で9家電リサイクルプラント(予定)



④Webサイトにおける情報発信や、政府広報との連携

- ◆ 経済産業省と指定法人とが連携して、仕組みや排出方法について特設サイトにより情報発信。
- ◆ 政府広報とも連携し、ラジオ番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」による周知を行うとともに、新聞社のサイト上でテキスト広告を表示するなどして従来より多くの方に経済産業省の特設サイトにアクセスしていただいた(通常は1日900~1,200件程度のアクセスであるところ、広告期間中は、初日は4,000件、その後は1日2,400~3,200件程度のアクセス)。



排出シーン等に応じた周知・広報活動の展開

① 排出シーンに着目した周知・広報活動

- ◆ 家電4品目は排出頻度が低いことから、「排出を検討している者」に対して効果的に適正排出を訴求するため、指定法人においてリステイング広告を重点的に実施(参考資料4参照)。
- ◆ 経済産業省・環境省においては、引越時や建物解体工事時にも、引っ越しや建物解体工事に先立ち家電4品目を適正排出するよう、引っ越しを検討している者や解体工事発注者に向けた周知も実施。自治体を通じた周知のほか、引越業者や解体工事業者を通じて、排出者に訴求。
※引越業者や解体工事業者に向けた法令遵守の周知・指導についての取組は資料3-3で紹介

② 家電4品目を使用している事業所に対する周知・広報活動

- ◆ 経済産業省・環境省においては、従来の周知・広報活動による訴求が届きにくかった、家電4品目を使用している事業所に対する周知・広報を実施。
- ◆ 各種の業界団体の協力を得て事業者リーフレットを送付したほか、経済産業省の広報サイト「METI Journal」においても「あなたの会社の家電、正しく処分できている？」を配信。
- ◆ 賃貸住宅のオーナーに対して賃貸住宅の備付けルームエアコンの適正排出を訴求するため、広告等も用いて周知。

事業所で使用している家電4品目(家庭用機器)は、家電リサイクル法の対象です!

◆エアコン(セパレートタイプ(壁掛け型、床置き型)・ウインドタイプ)
◆テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)
◆冷蔵庫・冷凍庫
◆洗濯機・衣類乾燥機

の家電4品目は、家庭用機器であれば、事業所で使用されている場合(貴店物件やリース事業での使用を含む。)であっても、家電リサイクル法の対象です。

事業に伴い家電4品目を排出(廃棄)する場合には、家電リサイクル法等に基づき、正しくリサイクルしてください。

家電4品目の排出(廃棄)に当たっては、原則として、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「取壊運搬料金」が必要です。

事業所で使用している家電4品目の排出(廃棄)方法(以下のいずれか)

- ① 新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売業者に引取りを依頼する
- ② 処分する製品を購入した小売業者が分かる場合には、処分する製品を購入した小売業者に引取りを依頼する
上記①及び②の場合、小売業者には引取義務があります。家電リサイクル法上の小売業者とは、家電4品目の小売販売を業として行う者です(電材・住居販売店や工務店等であって、左記に該当すれば小売業者となります。)
- ③ 産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し指定引取場所への運搬を行い、又は排出者事業者自ら指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す
上記③の場合、郵便局において家電リサイクル券(料金郵便局振込方式)(機種1台につき1枚必要)を用いてリサイクル料金(機種の製造業者等に定めた定額)の支払いを済ませた後指定引取場所へ運搬を行う必要があります。
家電リサイクル券(料金郵便局振込方式)の申し込み方法
<http://www.kaiketsu.com/coupon/postoffice.html>
指定引取場所一覧(一部印刷法人・家電製品協会家電リサイクルセンター)
<http://www.e-map.ne.jp/pir/kyozuyap/>
- ④ 産業廃棄物処理に基づき、適正な処理を行うことができる産業廃棄物処分許可業者により処分を行う
家電4品目の処分方法については、環境大臣告示により特別な処分方法が定められています。この方法により再生又は処分を行う産業廃棄物処分許可業者のみ、産業廃棄物処理法に基づく再生又は処分を行うことができます(したがって、他の産業廃棄物に家電4品目を混ぜて排出・処分することはできません。)。上記④の方法により処分を行う場合は、産業廃棄物の処分を行う業者が当該告示の処分方法を満たしているか確認する必要があります。
特定処理場(機種一別産業廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分方法として環境大臣が定める方法(環境大臣告示)
<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/hoho.html>

産業廃棄物ではないから大丈夫と思いませんか?

家電4品目の廃棄物該当性については、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」(平成24年3月19日 都道府県・市町村宛て環境省通知)において、「リユース・リサイクル仕分け基準のガイドライン」に照らして「リユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)、又は、再使用の目的を達しない品を回収し(雨天時の焼却しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上り等)がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差支えないこと」とされています。

有害物として認識しているつもりでも、その家電4品目は廃棄物に該当するかもしれません。上記通知を踏まえ、家電4品目が廃棄物に該当する場合には、産業廃棄物処理法・家電リサイクル法に基づいた扱いが必要です。

経済産業省 環境省
Ministry of Economy, Trade and Industry Ministry of the Environment

リーフレット表面

産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す場合、指定引取場所までの運搬には産業廃棄物のマニフェストが必要です(産業廃棄物処理法に基づき、適正な処理を行うことができる産業廃棄物処分許可業者により処分を行う場合は、全部の過程において産業廃棄物のマニフェストが必要です。)

産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す場合のマニフェストについて

この場合、産業廃棄物のマニフェストが必要となるのは、指定引取場所までの収集運搬のみであることから、直行用(7枚綴)のマニフェストの場合、A票、B1票、B2票のみを使用します。したがって、指定引取場所やリサイクルプラントから写しの送付を受ける必要はありません。

産業廃棄物のマニフェストの記入内容については、一般的には以下のような例が多いですが、詳しくは都道府県等にお問い合わせください。

産業廃棄物の種類: 金属くず及び廃プラスチック類の混合物(ブラウン管テレビにあっては、金属くず、廃プラスチック類及びガラスくずの混合物)
産業廃棄物の名称: 特定家庭用機器廃棄物
産業廃棄物の荷姿: バラ
運搬先事業者: 収集運搬業者の情報を記入
運搬先の事業場: 指定引取場所の名称及び所在地を記入
有害物質等欄: 処分方法欄、積替え又は保管の欄、処分受託者欄については、使用しないため、空欄のまま斜線を引く。

電子マニフェストについても、上記に準じて運用してください。処分業者及び最終処分業者は「報告不要者」となります。

事業所の解体工事に伴い家電4品目を排出(廃棄)する場合は、所有者において適切に廃棄してください

建築物解体工事の際、建築物に残された廃家電は「残置物」であり、原則として、解体工事業者に処理を依頼することはできません。

建築物解体時の残置物については、所有者に処理責任があり、残置物である廃家電の排出者は、解体工事業者ではなく当該家電の所有者となります。建築物解体時の残置物については、解体工事前、所有者により適切に廃棄してください。

建築物の解体時における残置物の取扱いについて(環境省通知)
<https://www.env.go.jp/house/044/045.pdf>

「METI Journal」において「60秒解説」記事が掲載されました。

「あなたの会社の家電、正しく処分できている？」
<http://meti-journal.jp/a/26/>

平成30年3月作成
平成30年5月一部加筆

経済産業省 環境省
Ministry of Economy, Trade and Industry Ministry of the Environment

リーフレット裏面